

電気料金メニュー約款の変更について

酒津商事株式会社の電気料金メニュー約款を2020年12月1日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. 変更の対象となる約款

- (1) 電気料金メニュー約款(取次用)【中国電力管内】
- (2) 電気料金メニュー約款【低圧動力】【中国管内】

2. 変更の概要

- (1) 電気料金メニュー約款【中国電力管内】
 - 1) 現行料金メニュー 標準メニュー 標準プラン A・B の変更(値下げ)
 - 2) 現行料金メニュー ガスセット割引【e コトでんき! オフィスプラン】の名称変更及び割引額(基本料金・電力量料金)の拡大
 - 3) 新料金メニュー ガスセット割引【e コトでんき! 店舗・オフィス(プラス)】の新設
- (2) 電気料金メニュー約款【低圧動力】【中国管内】
 - 1) 現行料金メニュー 標準メニュー【e コトでんき! 低圧動力】電力量料金の変更(値下げ)

※上記変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

2020年12月1日(火)

4. 本変更後の本約款の掲載先

URL : <http://www.sakazu-corp.co.jp/>

5. 本件に関するお問い合わせ先

酒津商事株式会社

電話番号 : 086-422-0517

(月曜日～土曜日、第1・最終土曜日、祝祭日、当社の指定する休日を除く 9:00～17:30)

メール : info@sakazu-corp.co.jp

【(1) 電気料金メニュー約款(取次用)【中国電力管内】の変更内容】

	現行	変更後
第4条 契約種別	<p>1. 標準メニュー【標準プラン A】</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量(最大需要容量)が 6 キロボルトアンペア未満であることとします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(3) 電気料金 1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電</p>	<p>1. 標準メニュー【標準プラン A】</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量(最大需要容量)が 6 キロボルトアンペア未満であることとします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(3) 電気料金 1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電</p>

<p>事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料 金 最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律 337 円 37 銭</p> <p>電力量料金 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき 20 円 79 銭</p> <p>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき 27 円 47 銭</p> <p>上記超過 1 キロワット時につき 29 円 59 銭</p> <p>2. 標準メニュー【標準プラン B】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 (3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。 (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 20 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 407 円 00 銭</p> <p>(b) 電力量料金</p>	<p>事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料 金 最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律 <u>336 円 87 銭</u></p> <p>電力量料金 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき <u>20 円 76 銭</u></p> <p>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき <u>27 円 44 銭</u></p> <p>上記超過 1 キロワット時につき <u>29 円 56 銭</u></p> <p>2. 標準メニュー【標準プラン B】 (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。 (3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。 (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 407 円 00 銭</p> <p>(b) 電力量料金</p>
---	--

<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>120キワット時までの1キワット時につき</td> <td>18円10銭</td> </tr> <tr> <td>120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき</td> <td>24円19銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キワット時につき</td> <td>26円06銭</td> </tr> </table> <p>7. ガスセット割引【eコトでんき！オフィスプラン】</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。 (b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。 (c) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000 なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1月の料金は、標準メニュー【標準プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(a) 基本料金の割引額 ガスセット割引【eコトでんき！オフィスプラン】をご契約のお客さまは、契約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="0"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>20円35銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金の割引額 ガスセット割引【eコトでんき！オフィスプラン】をご契約のお客さまは、契約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="0"> <tr> <td>・120キワット時までの1キワット時につき</td> <td>91銭</td> </tr> <tr> <td>・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき</td> <td>1円21銭</td> </tr> <tr> <td>・上記超過1キワット時につき</td> <td>1円31銭</td> </tr> </table> <p>(5) 適用廃止 ガスセット割引【eコトでんき！オフィスプラン】をご契約のお</p>	120キワット時までの1キワット時につき	18円10銭	120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	24円19銭	上記超過1キワット時につき	26円06銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	20円35銭	・120キワット時までの1キワット時につき	91銭	・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	1円21銭	・上記超過1キワット時につき	1円31銭	<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>120キワット時までの1キワット時につき</td> <td>18円07銭</td> </tr> <tr> <td>120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき</td> <td>24円16銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キワット時につき</td> <td>26円03銭</td> </tr> </table> <p>7. ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィスプラン】</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(a) 当社が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。 (b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。 (c) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000 なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1月の料金は、標準メニュー【標準プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(a) 基本料金の割引額 ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお客さまは、契約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="0"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>32円56銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金の割引額 ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお客さまは、契約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。</p> <table border="0"> <tr> <td>・120キワット時までの1キワット時につき</td> <td>1円45銭</td> </tr> <tr> <td>・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき</td> <td>1円94銭</td> </tr> <tr> <td>・上記超過1キワット時につき</td> <td>2円08銭</td> </tr> </table> <p>(5) 適用廃止 ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィスプラン】をご契約のお</p>	120キワット時までの1キワット時につき	18円07銭	120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	24円16銭	上記超過1キワット時につき	26円03銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	32円56銭	・120キワット時までの1キワット時につき	1円45銭	・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	1円94銭	・上記超過1キワット時につき	2円08銭
120キワット時までの1キワット時につき	18円10銭																												
120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	24円19銭																												
上記超過1キワット時につき	26円06銭																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	20円35銭																												
・120キワット時までの1キワット時につき	91銭																												
・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	1円21銭																												
・上記超過1キワット時につき	1円31銭																												
120キワット時までの1キワット時につき	18円07銭																												
120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	24円16銭																												
上記超過1キワット時につき	26円03銭																												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	32円56銭																												
・120キワット時までの1キワット時につき	1円45銭																												
・120キワット時をこえ300キワット時までの1キワット時につき	1円94銭																												
・上記超過1キワット時につき	2円08銭																												

客さまが、ガスセット割引【eコトでんき！オフィスプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン B】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(新 設)

約のお客さまが、ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィスプラン】の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン B】に変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

8. ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィス（プラス）】

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(a) 当社が供給するガスの使用契約を結んでいるお客さまであること。

(b) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。

(c) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(d)当社が電気を供給する供給地点数が合計 5 か所以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【標準プラン B】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(a) 基本料金の割引額

ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィス（プラス）】をご契約のお客さまは、契約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 40 円 70 銭

(b) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【eコトでんき！店舗・オフィス（プラス）】をご契約のお客さまは、約容量ごとにそれぞれ以下の金額を割引くものとします。

・ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき 1 円 81 銭

・ 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき 2 円 42 銭

・ 上記超過 1 キロワット時につき 2 円 58 銭

		<p><u>(5) 適用廃止</u> <u>ガスセット割引【e コトでんき! 店舗・オフィス (プラス)】を</u> <u>ご契約のお客さまが、ガスセット割引【e コトでんき! 店舗・オ</u> <u>フィス (プラス)】の適用条件を満たさないことが判明した場合</u> <u>には、割引を廃止し、標準メニュー【標準プラン B】に変更い</u> <u>たします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさない</u> <u>ことが判明した日の直後の検針日または当社があらかじめお客</u> <u>さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたしま</u> <u>す。</u></p>
--	--	---

【(2)電気料金メニュー約款(取次用)【低圧動力】【中国電力管内】の変更内容】

	現行	変更後
第4条 契約種別	<p>標準メニュー【eコトでんき!低圧動力】</p> <p>(1) 適用条件 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する需要に適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が〔原則として〕50キロワット未満であること。 (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]</p> <p>(c)月々の電気料金請求方法がWeb請求である事。 (d)支払い方法はクレジット引落である事。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙1（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。</p> <p>(3) 契約電力 (a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち 最大の入力のものから最初の2台の入力につき 100パーセント 次の2台の入力につき 95パーセント 上記以外のもの入力につき 90パーセント</p> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち 最初の6キロワットにつき 100パーセント 次の14キロワットにつき 90パーセント 次の30キロワットにつき 80パーセント 50キロワットをこえる部分につき 70パーセント</p> <p>(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>標準メニュー【eコトでんき!低圧動力】</p> <p>(1) 適用条件 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する需要に適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が〔原則として〕50キロワット未満であること。 (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]</p> <p>(c)月々の電気料金請求方法がWeb請求である事。 (d)支払い方法はクレジット引落である事。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙1（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。</p> <p>(3) 契約電力 (a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち 最大の入力のものから最初の2台の入力につき 100パーセント 次の2台の入力につき 95パーセント 上記以外のもの入力につき 90パーセント</p> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち 最初の6キロワットにつき 100パーセント 次の14キロワットにつき 90パーセント 次の30キロワットにつき 80パーセント 50キロワットをこえる部分につき70パーセント</p> <p>(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>

<p>(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款 13 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>契約電力 1 キロワットにつき 1023 円 00 銭</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" data-bbox="252 1317 831 1552"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>15 円 04 銭</td> <td>13 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 10 銭</td> <td>23 円 10 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(5) その他 (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。</p>		夏季料金	その他季料金	契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 04 銭	13 円 75 銭	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 10 銭	23 円 10 銭	<p>(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款 13 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>契約電力 1 キロワットにつき 1023 円 00 銭</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" data-bbox="863 1317 1469 1552"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>15 円 01 銭</td> <td>13 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 07 銭</td> <td>23 円 07 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(5) その他 (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。</p>		夏季料金	その他季料金	契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 01 銭	13 円 72 銭	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 07 銭	23 円 07 銭
	夏季料金	その他季料金																	
契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 04 銭	13 円 75 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	23 円 10 銭	23 円 10 銭																	
	夏季料金	その他季料金																	
契約電力乗ずる 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 01 銭	13 円 72 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	23 円 07 銭	23 円 07 銭																	

以上